

特定建設工事共同企業体協定書

3者JV用記載例

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 矢板市発注に係る 公告の工事名 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期)

第4条 当企業体は、 結成年月日 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地、商号又は名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇

東京建設 株式会社

栃木県宇都宮市埴田〇-〇-〇

栃木建設 株式会社

栃木県足利市朝倉町〇-〇-〇

足利建設 株式会社

※本店の所在地、商号又は
名称を記載すること

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 東京建設 株式会社 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、発注者と契約内容の変更増減等があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

東京建設 株式会社 〇〇 %
栃木建設 株式会社 〇〇 %
足利建設 株式会社 〇〇 %

※ 3 者JVの場合20%未満の
出資比率は不可

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、 埴田銀行 埴田支店 とし、企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成するまでは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退もしくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承諾により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

東京建設 株式会社 外 2 社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

結成年月日

年 月 日

共同企業体代表構成員の
所在地、商号又は名称及
び代表者氏名

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

東京建設 株式会社

代表取締役 東京太郎

〒320-0811

栃木県宇都宮市大通り〇-〇

東京建設 株式会社

栃木営業所長 東京次郎

TEL 028-000-000

印

共同企業体構成員の
所在地、商号又は名
称及び代表者氏名

栃木県宇都宮市塙田〇-〇-〇
栃木建設 株式会社
代表取締役 栃木太郎



共同企業体構成員の
所在地、商号又は名
称及び代表者氏名

栃木県足利朝倉町〇-〇-〇
足利建設 株式会社
代表取締役 足利太郎



代表構成員の所在地、商号又は名称、代表者の役職
名と氏名、郵便番号、電話番号が記載され、代表者
印が押印されていること。

受任者がいる場合は、例のように2段書きにして、
郵便番号と電話番号は受任者のものを記入する。
押印は受任者のものだけで可。

構成員の郵便番号と電話番号
は省略可。
それ以外は代表構成員と同様。